

特 集

新しい村づくりのために

— 熊本県の農業構造改善事業はどう進められているのか

戦後の食糧危機をのりきり、経済復興に重要な役割を果たした農業は、もはや戦後ではないと言わればじめた昭和三十一年頃から、他産業との生産性の格差が次第に大きくなってきた。国はこれらの対策として農山漁村建設総合施策を実施してきたが事態はますます深刻となってきたので、さらに農政の方向を明らかにするため農業基本法が三十六年に制定された。

十九年にわたって実施されているもので、今年度は、この事業の七年目にあたり、しかも計画地域指定の最終年度、つまり「最大の山場」を迎えているわけ。熊本県では、百一市町村のうち九十八市町村がこの事業と取り組み、それぞれの成果をあげつつある。

熊本県における農業構造改善事業について、その進み具合と実際の姿を見つめる場合、いろいろな方法があるが、ここでは、まずどのような姿勢で取り組んできたか、今まで進めてきた事業のあらましと成果はどうか、そしてこれからの方向はどうか、以上三つの点についてそれぞれの問題点を側面から見てみることにしよう。

こでは、まずどのような姿勢で取り組んできたか、今まで進めてきた事業のあらましと成果はどうか、そしてこれから

方向はどうか、以上三つの点についてそれぞれの問題点を側面から見てみることにしよう。

取り組んできたか

のあゆみ（戦後の産振計画—総合開発計画—第二次産振計画—計画建設—県計画）の基本方向などの推進により意欲的に盛り上っていた村づくり町づくり）と実績の上に立つて国の農業構造改善事業促進対策を率直にうけ、これを強力に推進してきたと言えよう。

に取り組むことにしてきた。また、この事業は新農山漁村総合対策事業よりさらに次元の高い実施基準によつて採択されるので、十分ソロバンを入れ、自信をもつて取り組むこと、事業成果は参加農家自身の手によって勝ちとる姿勢で取り組むこと、はつきり言えば補助事業にありがちな経営者不在の事業にならないよう指導し、とくに本県は土地基盤整備事業がおくれていること、流通加工面がおくれていることなどを反省し、農業者の皆さんのがんばり機関と一緒にやってこの事業に取り組むよう推進してきた。

大のための、県計画の基本方向が策定され、発表された矢先であつたが、これらの大計画路線（八地域、十九地区）の農業地盤

これまでの事業の あらましと成果

域区分など)を軸として、主な基幹作物について、例えば果樹(オレンジ)地

目にいて、例えば果樹（オレンジ）地
帶、酪農（ミルク）地帶、米（ライス）
地帶、養蚕（シルク）地帶など、主産地

地帯、養蚕（シルク）地帯など、主産地づくりの方向を構想し、さらにこれを行

改善事業地帯別協議会（市町村、農協、
政的視点で分割し、三十地帯の農業構造

改善事業地帯別協議会（市町村、農協、
その他の団体で構成）の設置を指導（単
純な文）

(自然史)に即した、農業構造改善計画が樹立され、総合的に実施されるよう推進し、とくに、農協合併や土地改良区合併など推進体制の整備を強く要請し、事

進められてきたかについて触れて見ることにしよう。言うまでもなくこの仕事をはじめに計画地域の指定をうけさらには、本県でははじめに計画地域の指定について、三十六年度にパイロット三地区、および一般十三地域の指定をうけ、次いで三十七年度にパイロット三地区、一般六地域の計画について農林省の承認をうけ認定し事業をはじめたが、四十二年度現在では、事業実施を希望している全市町村（五木、球磨、富合を除く九十

地域が、四十三年度計画認定を目指して現在予備協議を終り、本協議の準備中であり、全国的に見ても、長野県、北海道などとともに極めて優位に進められている。

機械の導入で圃場整備も大型化して……

